

ちむどんどん沖縄県オリジナルロゴマーク使用要綱

令和6年4月1日

商工労働部長

(趣旨)

第1条 ちむどんどん沖縄県オリジナルロゴマーク（以下「オリジナルロゴ」）の使用に関しては、この要綱の定めるところによる。

(使用目的)

第2条 オリジナルロゴは、連続テレビ小説「ちむどんどん」において沖縄の「食」をテーマに農林水産物や県産品が数多く登場することから、このドラマを契機とした本県の産業振興につなげることを目的に使用する。

(オリジナルロゴの図柄等)

第3条 オリジナルロゴは、別図のとおりとする。

(権利)

第4条 オリジナルロゴに関する一切の権利は、沖縄県（以下「県」という。）に帰属する。

(オリジナルロゴの使用対象)

第5条 オリジナルロゴの使用対象は、次の各号にいずれかに該当するものとする。

- (1) 原材料に沖縄県産品を使用している事業者であること。
- (2) 商品のパッケージに貼付する場合、当該商品の原材料に沖縄県産品を使用していること。
- (3) その他知事が認めるもの

(使用申請)

第6条 オリジナルロゴを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ沖縄県知事（以下「知事」という。）の承認を受けなければならない。

- (1) 国、県及び県内市町村等の機関が使用するとき。
- (2) 県が共催又は後援する事業において使用するとき。
- (3) 報道機関が県事業に関する報道又は広報等の目的で使用するとき。
- (4) 学校その他教育機関が教育等の目的で使用するとき。

2 前項の承認を受けようとするものは、ちむどんどん沖縄県オリジナルロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、オリジナルロゴを使用しようとする

る日の 30 日前までに知事に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる書類
- (2) オリジナルロゴの使用内容がわかるもの
- (3) その他知事が必要と認める書類

(使用承認)

第 7 条 知事は、前条の申請があった場合、申請内容を審査し、当該使用が適当と認めるときは、それを受理した日から 15 日以内にオリジナルロゴの使用を承認するものとする。

- 2 知事は、前項の承認に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 知事は、第 1 項の承認を行うときは、ちむどんどん沖縄県オリジナルロゴマーク使用(変更等)承認通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(使用承認の制限)

第 8 条 知事は、前条の審査において、オリジナルロゴの使用が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、オリジナルロゴの使用を承認しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反する、又はそのおそれがあると認められるとき
- (2) 第 2 条の使用目的の趣旨に反する、又はそのおそれがあると認められるとき
- (3) 県の信用や品位を損なう、又はそのおそれがあると認められるとき
- (4) 暴力団若しくはこれらと密接な関係を有する者と関連し、又はこれらの利益につながるおそれがあると認められるとき
- (5) 特定の政治、思想、宗教等の活動に使用される、又はそのおそれがあると認められるとき
- (6) 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律(昭和 23 年法律第 122 条)第 2 条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が関わる事業の場合
- (7) 特定の個人又は団体の商標や意匠とする等、独占的な使用、又は、そのおそれがあると認められるとき
- (8) 不当な利益を得るために使用する、又は、そのおそれがあると認められるとき
- (9) 品質又は性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、その認定が得られていないとき
- (10) その他知事が承認することが適当でないとき

(遵守事項)

第 9 条 第 7 条の規定によりオリジナルロゴを使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた使用目的以外でオリジナルロゴを使用しないこと。
- (2) 定められた形状、色等に従って正しく使用すること。

- (3) オリジナルロゴの一部のみを使用し、又は変形し、オリジナルロゴを他の図形や文字と重ねて使用する等の加工をしないこと。
- (4) オリジナルロゴのイメージを損なう使用をしないこと
- (5) オリジナルロゴ自体を商品化しないこと
- (6) オリジナルロゴを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと
- (7) オリジナルロゴ及びオリジナルロゴを含むデザインを自己の意匠又は商標としないこと
- (8) オリジナルロゴは、「NHK」、「朝ドラ」、「連続テレビ小説」及び「連続テレビ小説ちむどんどん」の文言、又はこれらを組み合わせた文言と合わせて使用しないこと
- (9) 連続テレビ小説「ちむどんどん」の番組と関連付けてオリジナルロゴを使用した商品及びサービスの開発、販売及び宣伝は行わないこと
- (10) その他知事が必要と認める事項

(使用承認期間)

第10条 第7条の規定による使用承認の期間は、承認の日から令和8年(2026年)3月31日までとする。

(使用料)

第11条 第7条の規定により使用承認を受けた者は、オリジナルロゴを無償で使用することができる。

(承認内容の変更等)

第12条 使用者は、承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめちむどんどん沖縄県オリジナルロゴマーク使用変更等承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合、申請内容を審査し、変更が適当と認めるときは、変更の承認を行うことができる。

3 知事は、前項の承認を行うときは、ちむどんどん沖縄県オリジナルロゴマーク使用(変更等)承認通知書(様式第2号)により使用者に通知するものとする。

(使用物品等の提出及び調査報告)

第13条 使用者は、オリジナルロゴを使用した物品等(以下「使用物品等」という。)の使用又は販売する日の前までに、その写真を沖縄県オリジナルロゴマーク使用物品等報告書(様式第4号)により知事に提出しなければならない。

2 知事は、使用者にオリジナルロゴの使用状況等について報告させ、又は実地に調査することができる。

3 使用者は、オリジナルロゴの使用状況等について、知事から報告又は調査を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(使用承認の取消し)

第14条 知事は、承認したオリジナルロゴに関して次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消すことができる。この場合、知事は、ちむどんどん沖縄県オリジナルロゴマーク使用承認取消通知書(様式第5号)により、使用者に通知するものとする。

- (1) 使用者がこの要綱に定める事項に違反した場合
- (2) 使用承認の際に附した条件に違反した場合
- (3) 承認に係る申請内容に虚偽があると認められた場合

(4) その他オリジナルロゴを継続して使用することが不相当であると認められた場合

2 知事は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対して、使用物品等の回収の措置を求めることができる。

3 県は、前2項の規定により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(費用等の負担)

第15条 県は、この要綱に基づきオリジナルロゴの使用承認の申請に要した費用、並びにシンボルマークの使用に係る経費及び役務については負担しない。

(事故、苦情等の処理)

第16条 使用者は、使用物品等に関して事故又は苦情等が発生した場合は、使用者の責任において、必要な措置を講じなければならない。

(損失補償等の責任)

第17条 県は、オリジナルロゴの使用に係る損失補償等の一切の責任を負わない。

2 使用者は、使用物品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負わなければならない。

3 使用者は、オリジナルロゴの使用に関し、故意又は過失により県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を補償しなければならない。

(情報の公開)

第18条 知事は、オリジナルロゴの利用促進を図る観点から、オリジナルロゴの使用許諾の状況について、情報を公開することができる。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 19 条 この使用要綱の準拠法は日本法とし、県と使用者との間でこの契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、那覇地方裁判所を第一審の専属的な合意裁判所とする。

(事務)

第 20 条 オリジナルロゴの使用承認等に関する事務は、沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課において行う。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、オリジナルロゴに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 8 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日に改正する。

別図（第3条関係）

カラー版



白黒版

